

午前九時〇〇分開議

○議長（谷重幸君） おはようございます。ただいまの出席議員数は8人です。定足数に達していますので、これから本日の会議を開きます。

本日の日程は、お手元に配付のとおりです。

日程第1 一般質問を行います。

一般質問の順序はお手元に配付のとおりです。

8番、森本議員の質問を許します。8番、森本議員。

○8番（森本敏弘君） おはようございます。6月定例議会において、議長のお許しをいただきましたので、質問をいたします。

今年度通常国会において、75歳以上の高齢者医療費に関わって、医療費窓口負担が、原則1割負担を一部2割負担にするという法律が国会で成立しました。2割負担の対象は、単身世帯で年収2,000千円以上、夫婦世帯で年収3,200千円以上となっています。2割負担と言いますが、実質負担が2倍になるということです。年金の支給額が基本的に毎年減り続けている状況や、昨今のコロナ禍で失業や給与の削減が相次ぐこのような環境の中で、この方針は大きな問題ではないでしょうか。

負担増に伴って受診控えが生まれることは確実でしょう。このことによって、重病化や手後れによる死亡といったことも予想されるなど、健康悪化に至ることは間違いないことでしょう。

法の提出理由として、現役世代の医療費負担を軽減するためだと言われていますが、本当にそうでしょうか。試算によると、現役世代にとっては、1人当たりになると月平均30円ということの減少。それに対し、国や自治体の公費が980億円の減少と最も多くなっています。

もともと国の負担を減らし続けてきたことが、被保険者負担を増加させてきた背景があります。少なくとも制度スタート時の国の負担率を維持していれば、生じない問題ではないでしょうか。福祉増進が国の役割です。本来、医療費の保障は国がすべきところです。現役世代には、高齢の親を介護しつつ働く人も多くあります。この2割負担は、高齢者の生活を支えている現役世代にとっても問題であります。

そこで、質問なんですが、1つ目に、美浜町内での1人世帯、2,000千円以上年収、2人世帯、年収は3,200千円以上の対象となっている合計人数と、後期高齢者総人数に対する割合はどうなっているのでしょうか。

2つ目に、この法は、被保険者や住民にとってどのような影響が生じると考えられますか。

3つ目に、国に制度の撤回や施行の凍結を申し入れるべきではないでしょうか。

以上の3点について回答を求めます。

○議長（谷重幸君） 町長。

○町長（藪内美和子君） おはようございます。森本議員の1項目、後期高齢者医療制度

変更についての1点目、美浜町での窓口2割負担となる対象の合計人数と後期高齢者総人数に対する割合はどうなっているのか、2点目、被保険者や住民にとってどのような影響が生じるのかにつきましては、関連しますので、一括してお答えさせていただきます。

後期高齢者医療被保険者の自己負担割合については、医療制度改革関連法案が、令和3年6月4日に参院本会議で可決、成立されたところで、不明確な部分が多く、今後、詳細について明らかになってくると思われます。

まず、美浜町での対象者数と後期高齢者医療被保険者総数に対する割合は、令和3年3月31日現在において、美浜町の後期高齢者医療被保険者は1,377名となっており、2割負担となる可能性のある被保険者は合計232名で、その割合は約17%となっております。

次に、被保険者や住民にとっての影響についてでございますが、後期高齢者被保険者は、1割から2割に負担割合が増えることによる自己負担額の増が懸念されます。ただし、急激な自己負担額の増加を抑制するため、配慮措置が講じられる予定となっております。

3点目、国に制度の撤回や施行の凍結を申し入れるべきではないのかにつきましては、令和3年2月16日、和歌山県後期高齢者医療広域連合会議において、後期高齢者の医療費窓口自己負担2割化方針の撤回を求める請願については、不採択となっております。町として国へ制度の撤回や施行の凍結を申し入れることは考えてございません。

○議長（谷重幸君） 8番、森本議員。

○8番（森本敏弘君） この新しい法律、確かに詳しい内容はということでもありますけれども、一定大きく伝わってきている中では、非常にまあ、この今、回答にありましたですけれども、1人世帯年収2,000千円以上及び2人世帯3,200千円以上という中で、美浜町として見てみたときに、やはりその割合としては非常にやっぱり大きなものではないかなと思うんですね。17%であれ、実質の高齢者の方の全体の割合の中で2割近くということでもあります。そういったところで、大きな影響を与えてくるのではないかなと思うんです。

一方で、この法の中で、今、説明の中でありましたですけれども、自己負担額の増の懸念がある。その中で、一方で、そのために配慮措置が講じられる予定だというふうに話されたんですけれども、その増加抑制のためのこの配慮措置ということについては、どのような形のものなのかお聞きしたい。

2つ目の質問なんですけれども、今、この法の影響については、自己負担額の増加というふうに述べられたわけなんですけれども、果たしてそれだけなのかということなんです。私は、この国会の論議の中でも指摘されていましたが、診療の控えが起きるというふうに考えます。国としても、そのことを踏まえてこの法の作成に当たられたと聞いてあります。

この診療の控えの影響について、国会のほうでは、菅首相はこのことが直ちに患者の健康への影響を意味しないというふうなことを言われていますけれども、この発言について、町長はどのような意見を持たれていますか。同じような意見でしょうか。そのことについて

て見解を求めます。

以上の2点でお願いいたします。

○議長（谷重幸君） 健康推進課長。

○健康推進課長（浦真彰君） 森本議員にお答えします。

配慮措置につきましては、現在、厚生労働省の資料において、2割負担の変更に大きな影響が出ないように、施行後3年間、1か月の負担増を最大でも3千円に収まるような措置を導入するとなっております。

以上です。

○議長（谷重幸君） 町長。

○町長（藪内美和子君） 森本議員にお答えいたします。

診療につきましては、控える方もいるかもしれませんが、人間ドックとか、後期高齢者の人間ドックとか、町の検診とかも、どんどん後期高齢者の方にも受けていただきたいなど、そういうふうに思っております。

○議長（谷重幸君） 8番、森本議員。

○8番（森本敏弘君） 今の質問の中で、菅首相の言ったことについての。

○議長（谷重幸君） 町長。

○町長（藪内美和子君） 同感するとかそういうことではございません。もちろん、私にとっては、後期高齢者の皆さんにも、やはり病気になったら診療を控えないで病院に行っていたらいいと、そのように考えております。

先ほどちょっと言えなかったんですけど、とにかく、先日6月4日に可決、成立されたことでございます。詳細のほう、なかなかまだ分かりません。また詳細のほうがあれば、住民の方々へもお知らせする必要がありますので、議員にも詳しいことがお示しできるかと思っております。

以上です。

○議長（谷重幸君） 8番、森本議員。

○8番（森本敏弘君） 一定、その首相等の姿勢についてのちょっと見解を聞けなかったということになりますけれども、この法案の性質としてね、やっぱり住民に対して、この高齢者に対して非常に問題のある内容を含んでいるということで間違いないと思うんですね。

この自己負担の増加以外に、この診療の控えということについては実際起こると議論されてるわけです。その診療の控えによっては、やっぱり重病化を生むことになる。それではなくて、現在のコロナ感染症の中でもありますけれども、症状が急変して死に至っている例というのが少なくないわけですね。そのようなことにもやっぱりつながっていく、そんな性格を持つことになります。

先日送られてきた美浜町からの特定健診についてのお知らせなんですけれども、その中にはこんなふうにかかれてるわけです。特定健診を受けることで、生活習慣病の早期発

見、早期治療し、医療費の節約にお役立てくださいと書かれてあるんですね。先ほどもあ、町長は、この特定健診等、しっかり受けていただいて、そういうことにつながりますということで、見解もらっているわけですけども、町としたら、やはりこの特定健診のことについて触れられている事柄っていうのは、言い換えたら、受診機会は多いほうが、早期発見、早期治療につながって、重病化を避けると。かつ医療費の節約になるということを示しているわけですね。そういうふうな立場に、是非もう立っていただいているというふうな感じはありました。

そういうことについてはあるんですけども、今、この2割負担の導入については、やっぱり基本的には、医療や福祉を後退させるものやと。その利用者に対して、非常に命の危険さえ感じさせられるような状況に追い込むこともつながっていくと、そういうことの問題があります。

また、この法ではこんなふうにも言われるんですね。負担対象とか範囲は政令で定めるというふうになってあります。このことの意味は、今、当初としては、この2割負担の対象は年収2,000千円以上、それから夫婦世帯3,200千円以上となってありますけれども、これをさらに厳しい状態の形で読み替えられるというふうなことも予想されるわけです。この法を検討する国会の議論の中でも明らかになりましたですけども、それ以上に求めることを、スタートの議論の中では提案もされていまして。

そういうふうな意味で言いますと、この2割負担の範囲をさらに広げるというふうなことも、今後、予想されるわけです。そういったことから、質問ではありませんけれども、この町の本来の今、町の姿勢としてね、できるだけ早期発見、早期治療に役立つような形でこの政策を進めていきたいと、そういうふうな姿勢を取っておられるんで、ぜひとも国の法律の施行の凍結なんかを、ぜひとも要請するよう強く求めまして、この件についての質問は終わりたいと思います。

○議長（谷重幸君） 質問にしてもいいですよ。その最後の見解だけ聞いたらどうですか。

○8番（森本敏弘君） この国会で菅首相が、このことが直ちに患者の健康の影響を意味しないとやったことについて言ってますけれども、それについてはどのようなご意見ですか。

○議長（谷重幸君） 町長。

○町長（藪内美和子君） 森本議員にお答えいたします。

先ほどもお答えしましたが、町としましては、国への撤回や凍結を申し入れることは考えてございません。

以上です。

○議長（谷重幸君） 8番、森本議員。

○8番（森本敏弘君） 続けて、次のテーマの質問に移ります。

新型コロナウイルス感染症は、現在、4波となり、一部では、新規感染者数は減少しつつありますが、9都道府県に緊急事態宣言の再延長も出されたり、緊張が続きます。和歌

山県も連日感染者があり、御坊保健所管内での感染報告も出ています。また、県内での医療提供体制も厳しい状態が生じました。最新の感染者数を見れば減少傾向にありますが、変異株の感染力の変化や広がり、若年層への感染拡大など、安心はできません。

ワクチン接種がようやく始まりました。美浜町では大きな混乱なく進んでいます。町職員の皆さんや医療関係者をはじめとする関係者の皆さんの大変な努力によるものであり、敬意を表します。

ワクチンの効果は、しかし、全町、全国に及ぶのにはまだまだ相当な時間がかかります。ワクチン接種のみで感染症が解決するものではありませんが、期待されている対策であります。皆さんのご尽力をお願いするところですが、このコロナウイルスは変化が早く、より危険な新しい変異株の発生が心配されます。

既にインド型の変異株、デルタ型というそうですけれども、それが、イギリス型、アルファ型などに比べると、感染力も強い、ワクチン効果を下げるのではないかなどの指摘があります。新しい変異型に時間を追うごとに変わりつつあります。新たな感染急増が心配され、住民の不安は消し去れません。

ワクチン対策のみに頼らず、感染拡大を防ぐ対応を取ることが重要です。和歌山県は、感染者は全員入院することで対応するなど、独自の方式を取って奮闘しています。そして、新たに高齢者の福祉施設に抗原簡易キットを配布して、抗原検査を導入しています。実質的には社会的検査です。定期的に、また頻回にこの検査を行うことによって、また、検査を広げることで、無症状者を早期発見し、感染拡大を防ごうとする取組です。

日本のPCR検査の実施は、世界で最もというか、随分遅れています。これも感染の解決に遅れを生じた要因として捉えられています。住民の安心を広げるためにも、感染拡大を防ぐためのこのワクチンの接種と、そして、社会的検査を充実させる、その努力が一層強く求められていると思います。

そこで、質問なんですけど、1つ目に、美浜町でのコロナワクチンの接種の到達点と、今後の方向性と計画はどうなっていますか。

2つ目に、ワクチン接種において、高齢者施設や障害者施設、小・中学校、こども園、学童保育等、教育関係施設に従事する方や役場職員等に優先の接種をしてはどうか、伺います。

3つ目に、町独自に、小・中学校、こども園、学童保育等での従事者への定期及び頻回な抗原検査を実施してはどうか。または、抗原検査の拡大を県に要望すべきではありませんか。

以上、大きく3点について伺います。

○議長（谷重幸君） 町長。

○町長（藪内美和子君） 森本議員の2項目、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防ぐにはの1点目、美浜町でのワクチン接種の到達点と今後の方向性と計画はについて、お答えいたします。

高齢者の新型コロナワクチン集団接種につきましては、3月29日に、対象者全員に接種券と併せて希望調査票を発送し、5月19日には、未回答の対象者に対して調査票を再送付し、再勧奨を行ってございます。その結果、6月7日現在、対象者2,623人に対し、2,571人、率にして98%の方に回答をいただき、2,333人、率にして88.9%の方が接種を希望されてございます。

5月8日から集団接種を開始し、6月7日現在で、1回目接種済みが1,207人で46%、2回目接種済みが712人で27.1%でございます。また、希望者の割合では、1回目接種済みが51.7%、2回目接種済みが30.5%でございます。

今後の予定でございますが、国の接種順位の考え方に基づき、高齢者への接種に続き、次の順位として、基礎疾患を有する方、60歳から64歳の方、高齢者施設等の従事者が示されてございます。当町におきましても、60歳から64歳の方への接種券と希望調査票を11日に送付してございます。59歳以下の方につきましては、今月中に接種券と希望調査票を送付し、希望調査票に基礎疾患についての質問事項を設け、対象者を把握し、対応する予定でございます。また、6月22日から高齢者施設の接種を計画しており、高齢者施設に従事される方につきましても、同時に接種する予定でございます。

2点目、ワクチン接種において、高齢者施設、障害者施設、小・中学校、こども園、学童保育等、教育関係施設に従事する方や役場職員等に優先接種してはどうかにつきましては、6月22日から高齢者施設の接種を計画しており、高齢者施設に従事される方につきましても、同時に接種する予定でございます。小・中学校に従事する職員等の接種につきましては、県へ対応を要望しているところでございます。その他の接種対象者につきましては、原則、国の接種順位の考え方に基づき接種を進めてございますが、ワクチンの供給状況等を考慮しながら、柔軟に対応していきたいと考えてございます。

3点目、町独自に小・中学校、こども園、学童保育等での従事者に頻回の抗原検査を実施してはどうか、または、抗原検査の拡大を県に要望すべきではないかにつきましては、現在のところ、抗原検査の実施及び抗原検査の拡大を県へ要望することは考えてございません。

○議長（谷重幸君） 8番、森本議員。

○8番（森本敏弘君） この2つ目の回答、いただきました回答の中で、優先のことについてなんですけれども、ワクチンの供給状況等を考慮しながら柔軟にしていきたいとありました。その他というのは、この質問の中での障害者施設、こども園、学童保育、教育関係施設、役場職員等との理解でいいのか。また、それ以外の方も対象としていろいろ考えた形で捉えていくのか、そのことについてお伺いします。

2つ目ですけれども、この頻回の抗原検査の実施については、現在のところ考えていないということでありましたが、私は今までも一般質問の中で、このPCR検査の社会的検査の実施について求めてきました。それは、やはり感染拡大をやっぱり防ぐと。とりわけクラスターを起こさない。そして、そのためには、無症状者の早期発見が非常に重要であ

るということからでした。

そしてまた、この感染対策の今のところですけれども、それぞれの住民の方の各人の生活上での制約、防止に頼るばかりでなくて、やはり行政としてそれ以外の形で感染をなくす努力をすべきであろうというふうに考えるから、求めてきました。この大量検査によって封じ込めになっていくということの考え方は非常に重要だと思います。全国でも、そのことを導入している自治体は随分出てきています。

ご存じのように、先ほども話をしましたが、和歌山県も実際に、PCR検査ではありませんが、この抗原検査による頻回検査の取組を始めました。既に取組を始めて一月以上たっているわけですけれども、その打たれている方からの話では、やはり自分の状態がしっかり把握できて、また、自分のしている仕事の中での不安というのが非常に減ると。また、今使っている検査キットについても、非常に使い方が簡単でスムーズだというふうな声を聞きました。

そこで、この今現在、和歌山県が行っている高齢者施設等への実施している抗原検査について、どのように町長としては捉えていますか。そのことについてお聞きしたい。

3つ目ですけれども、第4波の感染者数が減少してきていますが、一方で、緊急事態宣言が終わった後、また新たな次の波が来ることも予想されています。こんなときにこそ、この感染を防ぐ手だてを取ることが重要と指摘されています。今、町から出しているみはまみらい2030プランの中には、この感染症に対しても感染防止対策として推進しますというふうにうたわれてあります。

そんなことからすると、お聞きしたいのは、この抗原検査をやっていないとか、その考えにはないという、その踏み込まない理由はどこにあるのでしょうか、お伺いしたい。

以上、1つは、ワクチンの状況等のその他の意味についてお聞きしたいのと、2つ目、この県が行っている抗原検査についてどう思われているのか。3つ目に、抗原検査に踏み込めない理由というのはどこにあるのか、お聞きしたい。

○議長（谷重幸君） 町長。

○町長（藪内美和子君） 森本議員の2つ目の項目の再質問について、お答えいたします。

ワクチンの供給につきましては、一応、キャンセルにつきましては、キャンセル待ちの希望も聞いておまして、リストを作っております。できる方に、住民の方にお声がけしておりますので、その方にお越しいただいたりして、接種しております。

ただ、どうしてもやり切れないとき、時間がないとき、そういう場合は、従事している職員が接種することで対応するようにしております。

それから、関係課の職員につきましては、22名ですが、医療従事者として、5月24日から、順次、職員、接種してございます。

そして、抗原検査の関係ですけれども、高齢者施設に配布していただいています。1週間に1回、なかなかこの1週間に1回、今日はして陰性であっても、また明日は分からない

い、こういう状態の抗原検査のキットでございます。ですので、私としましては、抗原検査より、できるだけ早くワクチン接種ができるよう努力していきたいと考えております。

3つ目の質問につきましても、そういう理由で、やはり抗原検査については考えていないという理由でございます。

以上です。

○議長（谷重幸君） 8番、森本議員。

○8番（森本敏弘君） 抗原検査に踏み込めない理由ということについて、間が1週間に1回ということで、その間でまた新たに感染してしまうというふうなことで、だから意味がないのではないかなという返答だったかと思うんですけども、やはりそういう間が空いたとしても、少なくとも、それまでにやっぱり感染している状態を見つけられるということがあるわけですね。

そうでないと、そのことのこのやり方については、やはり世界的にも認められたというか、ほとんど評価をいただいた形で、それで検査の大量ふうなものに検査を実施しているということになってると思うんですね。

で、この検査キットについてお聞きすると、PCR検査等に比べると非常にお安くできるということで、現在、和歌山県が大量に購入しながら送られているようなんですけども、そういうふうなルートを使っていけば、さらに費用としては、随分安価な形でできるのではないかと、そういうことも思います。そういったことを、生かしながらやっていくということが非常に重要やと思うんですね。

また、自治体としてですね、住民の努力だけで防いでいくというのじゃなくて、やはり積極的に感染の拡大を防ぐという行動を取る、今こそ安定してきつつあるこの時期に、そういったことで、より一層無症状者を早急に、できるだけ早く見つけて、広げないようにやっぱり対応していくということが、やっぱり求められるのではないかなと思います。

ぜひとも、今の答弁の厳しいことでしたけれども、やはりこの町自身が感染拡大を防ぐところに推進していくというふうなうたっているんですから、一層お考えをいただいて、このワクチン接種に力を一層注いでいただくのと同時に、抗原検査の広範囲と頻回実施をするような状態のことを強く要請して、この質問を終わりたいと思います。

○議長（谷重幸君） しばらく休憩します。

再開は9時55分です。

午前九時三十七分休憩

———・———  
午前九時五十五分再開

○議長（谷重幸君） 再開します。

2番、碓井議員の質問を許します。2番、碓井議員。

○2番（碓井啓介君） 議長のお許しを得ましたので、通告に従って質問をしていきたいと思っております。



災害発生時における三尾地区の孤立についてお尋ねしたいと思います。

現在、三尾地区に対するアクセス道路は、基本的には2本あると思います。1本は、煙樹ヶ浜から海岸線沿いに三尾地区に至る道路、もう一本は、日高町から海岸線沿いに三尾地区に至る道路、この2本の中で主に利用されているのが、煙樹ヶ浜から海岸線沿いに三尾地区に至る道路だと思うが、この路線は、崖崩れによる通行止めや片側通行、また、台風時の越波などによる通行止めなど、主要道路としては非常に脆弱ではないかと思います。

また、現在想定されている最大の津波に対する対策として、三尾地区には、元三尾小学校の場所にある避難所、そこに隣接する常設のヘリポートなどが設置されています。

そこで、質問ですが、1点目、アクセス道路はこのままではいけないと思いますが、町長はどのようにお考えですか。

2点目、三尾地区は、避難所もヘリポートも小三尾地区にあります。大三尾のほうの避難施設はどのようになっていますか。

3点目、常設のヘリポートも設置されて数年が経過していますが、一度の離発着もされていないと思います。訓練というか、テストもなしに、発災時にぶっつけ本番で使用するお考えですか。

この3点、よろしくをお願いします。

○議長（谷重幸君） 町長。

○町長（藪内美和子君） 碓井議員の災害時三尾地区の孤立についての1点目、アクセス道路の現況を踏まえてどのように考えるのかのご質問にお答えいたします。

議員ご指摘のとおり、崖崩れによる通行止めや片側通行、台風時の越波による通行止めなど、幾度か発生しております。また、想定される南海トラフ巨大地震による津波においては、大津波警報が解除されるまで数時間から数十時間、その後、車両などが通行できるようになるまでは相当な時間が必要になると思われまます。特に大災害時の三尾地区の孤立は避けられない状況でございます。

2点目の大三尾地区の避難施設の現況はのご質問にお答えいたします。

大三尾地区には、避難場所として7か所の高台があります。そのうちの2か所については、自主防災会で倉庫を設置しており、資機材などを保管されています。

3点目の常設ヘリポートの離発着訓練の予定はのご質問にお答えします。

議員ご指摘のとおり、ヘリポートについては、平成30年9月の完成から一度もヘリの離発着はございません。ただし、災害時の離発着は可能であり、使用すると返事をいただいております。

また、離発着訓練については、御坊警察署の警備課長を通じて本署にお願いをしていますが、よい返事に至らない状況であります。このことから、離発着訓練の予定につきましては、今のところございません。

○議長（谷重幸君） 2番、碓井議員。

○2番（碓井啓介君） これ、ちょっと再質問に本来いかせてもらいたいんですけども、

1点目のご答弁、町長のご答弁なんですけれども、私の聞き方かどうかあれなんですけれども、私、1点目、アクセス道路はこのままでいけないのではと思いますが、どのようにお考えですかという質問に対してのご答弁が、特に大災害時の三尾地区の孤立が避けられない状況ですという言葉でくられたご答弁なんですけれども、これ、ちょっと質問に対しての答弁とは言い切れんのではないかと思うんで、もう一度この辺、お願いできますか。

○議長（谷重幸君） 町長。

○町長（藪内美和子君） 議員おっしゃるとおり、このままでは本当にいけないのではないかということは、本当にそう思います。

ただ、今、県道御坊由良線の要望している路線でございます。これからも、しっかりやっぱり県にそういうことを訴えて要望していかなあかんというふうに考えてございます。議員も、そういう要望活動にご協力をいただければと思っておるところでございます。

○議長（谷重幸君） 2番、碓井議員。

○2番（碓井啓介君） そしたら、再質問というふうにさせていただきたいと思います。

まず、今、町長に答弁いただいた3町で要望を出していると。もちろん、それに対して協力は惜しみない協力をさせていただきたいと、もちろん思いますが、私が聞いたかったのは、現況、どう考えているか、どういうふうにせないかんか。美浜町は、松原地区、和田地区、三尾地区、この3つ、大きく分けてあるんですけれども、松原、和田は、もう幾つもの幹線で相互に行き来したり、少々何があっても交通、通行の途絶えることはないと思います。

ただ、三尾地区に関しては本当に1本しかありません。もう本当に命の道ですよ。今、NPOとかも三尾で頑張ってくれていて、観光開発云々とかというのももちろんあります。ですから、やっぱり道路というのは非常に大事なものと。

大きく風呂敷を広げるわけではないんですけれども、最大、トンネルでも抜いたろうとか、最低でも、あそこの崖崩れ、何とか屋根でもつけて落ちやんようにしたろうとか、いろんな形はあると思うんです。それを、町長はどこまで、ただただ3町のやつで要望を出していますというだけやなく、当町としては、もう差し迫ったところにあると思うんです。その辺をもうちょっと深くしっかり答えていただきたいなというのが、これに対しての再質問。

それと2点目、大三尾地区の避難所、これは一時避難所については充足していることだと理解します。でも、そこで質問ですが、先ほど町長もおっしゃっていたように、最悪の場合、車両の通行が再開されるまで相当な期間が必要だと思います。おっしゃられたように、私も思います。

その間に傷病者が出た場合、大三尾地区からヘリポートまでの輸送手段、私の知る限りでは、大三尾地区からヘリポートまで車で移動できる道路は海岸沿いの1系統のほかはないと思います。でも、海岸沿いの1系統というのは、最大の津波とか来たときには、通行は多分無理になると思います。そしたら、どうするか。大三尾から小三尾へ歩いて行ける道

はあるらしいんですけども、傷病者の場合、車両移動とかと考えた場合に、そういう道を造るか、それとも大三尾にもう一つ小さいヘリポートでも造るか。

聞くとところによると、20m20mのサイズのヘリポート、空き地があればできるというような話も聞きます。金額にしたら、土地の購入代金とかにもよりますけれども、2,000千から4,000千ぐらいでできるのではないかというようなお話も聞きます。その辺も含めて、大三尾地区、これ、傷病者の方必ず出ると思うんで、道路を造る、車が通れるような道路を造るといのはなかなか難しい話、金額的にも、なってくると思うんで、一番簡単なのはヘリポートではないのかなとは思いますが、その辺も含めて大三尾のほうの対策というのを、ちょっと町長にお聞きしたいと思います。

3点目、ヘリポート、それから、ちょこちょこ話に出てくる、もう造ったヘリポートなんですけれども、離発着訓練についてですが、完成から3年近く経過するにもかかわらず、一度の訓練というか、テストもせず、いざというときには使用することだが、本当にそんなことってできるんでしょうか。聞くとところによると、ヘリコプターは、緊急時においても、離発着経験のある場所を優先すると聞きます。もちろんいろんなことがあるでしょうね、電線があるとか、下りるんに際して。そういうふうに、優先するように聞きます。

にもかかわらず、常設のヘリポートでの離発着訓練のお願いに対して、いい返事がいただけない。これ、向こうにしたら、多分常設のヘリポートができたなら離発着のテストなんか、早急にしたいはずですが、でも、それに対していい返事がいただけない。いただけないから放っておくというように、今、状況なんですけれども、いただけないということは、このヘリポート、何か欠点あるん違いますか。テストをしたくないというような欠点があるのかも分かりません。もし、そういう欠点があるのであれば、いざというときに使用するというのもなかなか難しい。

多額の費用をかけて設置された施設であるからには、有意義に使わなければならないと思います。施設の検証も含めて、これから早急にテストしていただけるような形に持っていかないかと思うんですけども、施設の検証も含めて、町長、どのようにお考えですか。

この3点、よろしくお願いします。

○議長（谷重幸君） 町長。

○町長（藪内美和子君） 碓井議員にお答えいたします。

本当に道路は非常に大切だと思います。命の道路というのは、私もそのように感じます。

今、拡幅とか、御坊由良線でそういうお願いをしています。一遍にいかないとは思いますが、やはり私も、碓井議員がおっしゃっているようなことも、一応県のほうに美浜町の意見として、今から言っていかなんたら始まらないと思いますので、お願いはしているところでございます。

ただ、本当に、この拡幅道路をしっかりと先に進めていただいて、将来に向けて命の道を何とかしてもらいたいというふうには訴えているところでございます。

それから、ヘリポートの関係でございますが、大三尾にももう一つしたらどうかというお話ですが、以前、議員もこの議場で、災害になったら、非常時どこへでもヘリコプターなんかとまれるんだよというお話は、私、聞いて覚えているんですけども、そういうことになったら必ずお願いしたいということは、本当に口酸っぱく関係機関へもお願いしています。もちろん私も、由良にできて、由良にもそういう試験、離着したという新聞記事を読んで、すぐにまたそういう関係機関にもお願いしました。関係課もお願いしております。

お願いだけでは、そらあかんのかもしれませんけれども、何とかせつかくヘリポートができていますので、使っていただけるよう、でも、緊急時には何とか使いたいというお返事はいただいているところですが、それを継続してお願いし続けていきたいと、このように考えております。碓井議員もそういうこと詳しいと思いますので、お力添えをお願いしたいなど。

2点目、3点目、同じようなご質問だったので、一括して答弁とさせていただきたいと思っております。

以上です。

○議長（谷重幸君） 2番、碓井議員。

○2番（碓井啓介君） 道路の件に関しては、ほんまお金も多額の費用もかかることだし、町長のおっしゃることも重々分かります、よく分かります。よく分かりますが、もちろん、そうやって動いていただいているというのも、もちろん分かるんですけども、希望を持ちたいですね、三尾の人にしても、三尾に勤めている人、三尾から勤めてこっちへ来る人、それで、NPOで三尾の中で頑張ろうとしている人、この人たちにも希望を持っていただきたいし、前向いていきたい。

ですから、もうちょっと町長、前向いて発信できるように、もちろんそうやって下の水面下でやっていただいているのは分かるんですけども、そういうお気持ちをもっと前へ出して、町民の方々に発信していただけたらと。これはお願いというような形なんですけど。

2点目のところで、あれなんですけれども、災害時にはどこでも下りられる。これは確かにそうです。ただですね、これは当町だけの問題なんか、どこもここもそうなんか分かりませんが、今の空き地、太陽光パネル、どこでもありますよね。どこへでも下りれるヘリコプターが、あれがある限り下りられやんとか。2年ぐらい前の台風のときにも、太陽光パネルがあちこち舞って、家へぶつかったり、家を壊したり、そういうことがあったように、風によって結構飛散したり、これ、もしヘリコプターが近くへ下りたら、その風でヘリコプターへぶつかるようなことがあったら、これは、乗員も傷病者の方も命の危険というふうな形になるんで。確かにいざとなったらどこでも下りれるとは思いますが。でも、そういう形で、下りれないところがたくさん増えてきている。

そこで、今回、また、大三尾のほうに、常設とまでは言いませんけれども、そういう施

設、ほんで、もう一つ言うならば、その施設の周り何mには太陽光パネルは設置しては駄目ですというような条例であるとか、そこまで突っ込んで、今、もう考えていかんと、昔だったらどこでも下りれますよで済んだんが、済まんようなことになってくると思うんです。ですから、大三尾地区にもう一つどうですかというようなお話しさせていただきました。

ですから、ここでの質問は、そういう状況なんで、条例、考えられますか、造ることを前向きに考えることができますかという質問を、ひとつさせていただきたいと思います。

それと、3つ目のヘリポートの検証なんですけれども、今のご答弁で、町長から、では検証しましょうかとか、そういう話、答弁はなかったと。御坊署に対して、警察に対して、テストのお願いをしたい、これからもしていきたいというお話がありましたが、これ、今お願いして、色よい返事が来ていないということは、何らかの原因があると思うんで、その検証していただきたいと思うんです。

その検証という、検証しますというご答弁なかったんですけれども、これ、今後も検証もせず、あのヘリポートは絶対欠陥がないんやという形で、ただただ御坊署、所轄のところですよね、そこに対して、所管のところですか、そこに対して要望だけを上げていくというようなお気持ちですか。それとも、いや、もう一回ちょっと検証してみようか、一回ちゃんと考えてみようかというお気持ちですか、どちらでしょうか。そこをちょっとお願いしたいと思います。

○議長（谷重幸君） 町長。

○町長（藪内美和子君） 太陽光の設置に向けての条例ですが、条例については、ちょっとやはりいろんな、設置だけの条例なのか、それとも、その周りの方の、協議しないといけないのかとか、そういう設置に向けてのいろんな問題が出てくるかと思います。

県のほうや国のほうへは、何とかそういう専門的なことは、国が電気を買って、お金を支払っている状態なんで、何とかしてもらえないか、とかっていうお願いはしているんですけれども、そこら辺、また担当課と一度話はしてみたいと思います。はい。

それと、検証なんですけれども、もちろん検証はしていかなんだら、お願いもできないんで、それはしていきたいと思っておりますので、以上です。

○議長（谷重幸君） 以上で、本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

午前十時十五分散会

再開は、17日木曜日、午前9時です。

お疲れさまでした。